

令和2年12月17日

生徒・保護者の皆様へ

学校法人仙台育英学園  
仙台育英学園高等学校  
秀光中等教育学校  
理事長・校長 加藤 雄彦

### 新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第41報-3】

－ 多賀城校舎所属生徒への対応について －

平素より本学園の新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

【第41報-2】のとおり、12月11日（金）まで多賀城校舎のみに登校していた生徒がPCR検査を受けたところ陽性と確認されました。すでに対象となるコースの一部学年に対してオンライン授業を12月14日（月）から実施し、同日午後から消毒作業をいたしました。加えて、本日、保健所によって12月14日（月）から自宅待機中の生徒1名が濃厚接触者として特定され、PCR検査を受けるよう指示されました。

これを受け、本学園としては『新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』を参考に、下記のとおり臨時休業を12月17日（木）正午より実施いたします。本日のシャトルバスの運行は通常運行となりますことを申し添えます。

なお、関連する生徒について、個人情報保護の観点から学年・氏名等の公表は致しませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

本学園といたしましては、今後も保健所からの指示に従い、生徒の安全を確認しながら、最大限の対応を進めます。緊急連絡等については、Classi、本学園ホームページ、緊急メールで、ご確認するようお願いいたします。

つきましては、ご家庭のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 臨時休業について

##### ① 臨時休業期間について

12月17日（木）正午から12月20日（日）までの期間を仙台育英学園高等学校学則第8条第3項に基づく臨時休業とする。当該生徒及び保健所から濃厚接触者と特定された者や新たに感染が確認された者については出席停止・出勤停止を行うとともに、仙台育英学園高等学校学則第8条第3項に基づき臨時休業を延長する場合があります。

##### ② 臨時休業措置を実施する校舎

多賀城校舎

##### ③ 臨時休業期間中について

A) 臨時休業期間中の学習課題の連絡はClassiで行い、諸連絡はClassi、本学園ホームページで行う。

- B) 臨時休業期間中は、臨時休業措置をとる校舎の生徒の部活動への参加を禁止する。また、同校舎での部活動を中止とする。その後の部活動については、感染状況等を検討の上、必要に応じ連絡する。

※12月11日から12月20日まで遠征等で多賀城校舎外にいる者については対象外とする。

- C) 不要不急の外出の自粛、日々の健康観察・検温等、生徒の健康管理の徹底をお願いする。
- D) 新型コロナウイルス感染症のような症状がある場合（発熱等の風邪の症状、強いだるさ、息苦しさ（呼吸困難）、味覚・嗅覚障害）は、仙台市・宮城県の電話相談窓口（TEL022-211-3883、022-211-2882）に連絡し、相談・指示を受けるようお願いする。
- E) 生徒が、上記 D) のような症状が見られた場合には、本学園(022-256-4141)にも必ずご連絡をいただくようお願いする。
- F) 電話・Classi 等により、生徒の体調や生活、学習状況について伺うことがある。

以上